

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告
示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…一
(五件)…………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可…………(同)…二
○都道の区域変更…………(建設局道路管理部路政課)…二
○消防法に基づく命令（三件）…………(東京消防庁)…四
告 示

●東京都告示第千五百二号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
(平成九年法律第四十九号) 第百六十三条第四項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

告示

●東京都告示第千百五十二号

（平成九年法律第四十九号）第一百六十三条第四項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年十一月二十四日

東京都知事 小池百合子

和四十四年法律第三十八号) 第三十九条
つき日本橋一丁目1・2番地区市街地
ひ事業計画の変更を認可したので、同
用する同法第十九条第一項の規定によ
する。

二十四日 東京都知事 小池百合子

・2番地区市街地再開発組合

八日から令和十八年三月三十一日まで
及び設立認可の年月日

丁目地内

町三丁目二番一号

八日
町三丁目二番一号

八日
町三丁目二番一号

二十四日
丁目地内

八日
町三丁目二番一号

二十四日
丁目地内

五十四号

和四十四年法律第三十八号) 第三十九条
つき京橋三丁目東地区市街地再開発組
画の変更を認可したので、同条第二項
法第十九条第一項の規定により、次の

一 組合の名称
京橋三丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
令和六年四月十一日から令和十三年五月三十一日まで

三 施行地区
中央区京橋三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区京橋三丁目六番十八号

五 変更の内容
事業施行期間を令和十五年三月三十一日まで延長する。
六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和七年十二月二十四日

七 令和六年四月十一日

八 変更の内容
事業施行期間を令和十五年三月三十一日まで延長する。
九 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和七年十二月二十四日

一〇 東京都告示第千百五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称
東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成三十一年一月十一日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中央区八重洲一丁目七番十七号 平成三十一年一月十一日	五 変更の内容 事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。	六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月二十四日
七 東京都告示第千百五十六号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 条第一項の規定に基づき大山町クロスボイント周辺地区市 街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、 同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に より、次のように告示する。 令和七年十二月二十四日	八 東京都告示第千百五十七号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 条第一項の規定に基づき三田五丁目西地区市街地再開発組 合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項 において準用する同法第十九条第一項の規定により、次の ように告示する。 令和七年十二月二十四日	九 東京都告示第千百五十八号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 条第一項の規定に基づき春日・後楽園駅前地区市街地再開 発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう に告示する。 令和七年十二月二十四日
一 組合の名称 東京都知事 小池百合子	二 事業施行期間 令和七年七月十一日から令和十四年三月三十一日まで	三 施行地区 文京区小石川一丁目地内
四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 文京区小石川二丁目一番二号 ユニオン小石川第一ビル	五 変更の内容 事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。	六 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月二十四日
七 東京都告示第千百五十九号 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第十八条第一項 の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和七年十二月二十四日から起算して 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す	八 東京都告示第千百六十号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 条第一項の規定に基づき大山町クロスボイント周辺地区市 街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、 同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次 のように告示する。 令和七年六月七日	九 東京都告示第千百六十号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 条第一項の規定に基づき大山町クロスボイント周辺地区市 街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、 同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次 のように告示する。 令和七年六月七日
一 路線名 八王子町田	二 事業施行期間 令和元年六月七日	三 施行地区 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合
四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 板橋区大山町三十一番十号 令和元年六月七日	五 変更の内容 事業施行期間を令和八年六月三十日まで延長する。	六 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月二十四日

別図

二 変更の区間 町田市木曽東三丁目千四十七番一地内から同所千六十一番四地内まで

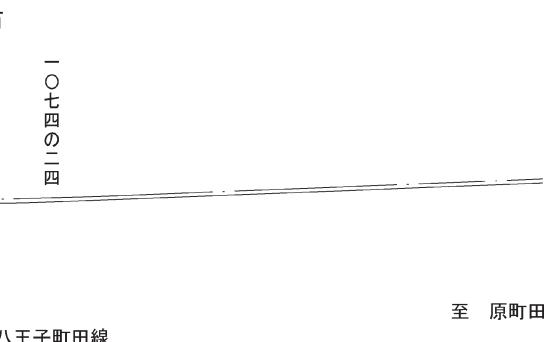
三 変更の概要 別図表示のとおり

都道八王子町田線区域変更略図

町田市木曽東三丁目地内

市道
編入区域
延長
面積

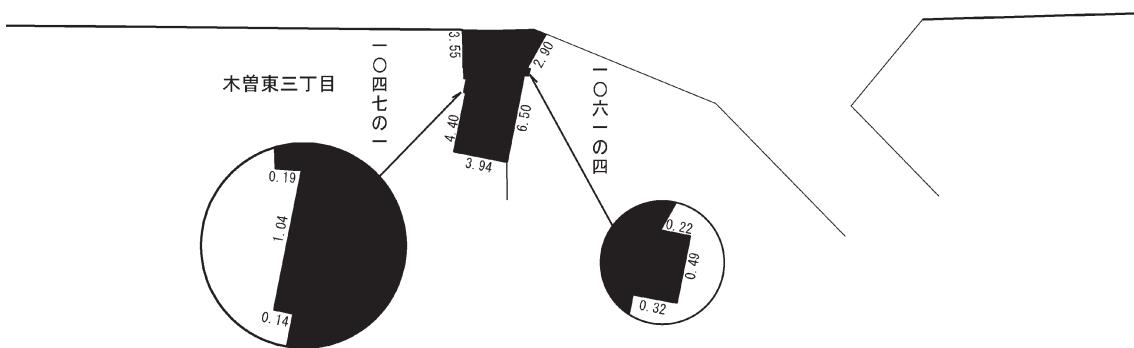
六・五五メートル
四一・七五平方メートル



至相原町

至原町田

都道八王子町田線



公告

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

東京消防庁

品川消防署長 菅野晃一

1	防火対象物の所在地	品川区西品川三丁目7番1号
2	防火対象物の名称	近藤所有建物
3	命令を受けた者	近藤 武

4	命令事項
5	命令年月日

消防法に基づく命令の公告について

第17条の4第1項の規定により命令を行つたので、同条第

おり公告する。

令和7年12月24日

東京消防庁
品川消防署長 菅野晃一

1	防火対象物の所在地	品川区南品川四丁目1番9号
2	防火対象物の名称	マグノリアハウス品川

(第18456号)

3	命令を受けた者	株式会社Ritterorden
1	防火対象物の所在地	大田区北千束二丁目23番3号
2	防火対象物の名称	高野ビル
	代表取締役	柳瀬 浩司
	代表取締役	柳瀬 恵美

（1）	令和8年1月31日までに、 代表取締役 柳瀬 恵美	2	防火対象物の名称	高野ビル
3	命令を受けた者	3	高野 由起子	
4	命令事項	4	会社年次	会社年次

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第

術上の基準に従って改修すること。

(2) 令和8年5月31日までに、
2の防火対象物に屋内消火栓

5 簡年月日 金和7年6月20日

(3) 命和8年3月31日まで、

知識設備を設置すること。

(4) 令和6年3月31日までに、
2の防火対象物の地下1階屋
内階段に通ずる避難口に避難
口誘導灯を技術上の基準に従
つて設置すること。

令和7年11月20日

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第55条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第1項において準用する法第5条第3項の規定により次のと

おり公告する。

田園調布消防署長 江口 真

發行	東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	都号番号
電話 ○三(五三三二)一一一(代)	163-8001
郵便番号	163-8001
定価	本号
一箇月	三〇円
(郵送料を含む。)	六、六〇〇円
印刷所	勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号	
電話 ○三(三八一二)五三〇一二(代)	
郵便番号	113-0001